



7市民第288号  
令和8年1月21日

東御市国民健康保険運営協議会  
会長 小林 政 様

東御市長 花岡 利



東御市国民健康保険税率について（諮問）

東御市国民健康保険税率を下記のとおり改定することについて、貴協議会の意見を求めます。

記

1 国民健康保険税率の改定

(1) 医療分

区 分	改定前	改定後
所得割額	100分の6.7	100分の6.9
資産割額	100分の5.6	廃止
被保険者均等割額	20,100円	22,500円
世帯別平等割額	20,600円	23,000円

(2) 後期高齢者支援金分

区 分	改定前	改定後
所得割額	100分の2.5	100分の2.7
資産割額	100分の1.9	廃止
被保険者均等割額	8,300円	9,400円
世帯別平等割額	7,400円	8,400円

(3) 介護納付金分

区 分	改定前	改定後
所得割額	100分の2.3	100分の2.3
資産割額	100分の0.9	廃止
被保険者均等割額	9,000円	9,000円
世帯別平等割額	8,200円	8,200円

(裏面へ)

(4) 子ども・子育て支援金分

区 分	改定前	改定後
所得割額	—	100 分の 0.2
被保険者均等割額	—	650 円
世帯別平等割額	—	700 円
18 歳以上均等割額	—	50 円

2 改定の時期 令和 8 年 4 月 1 日

3 改定の理由

子ども・子育て支援金分の税率を新規に定めるとともに、税制改正による国保税の減収分を補填するため所得割の増額を図りたい。

また、県の運営方針に掲げる今後の保険税水準の統一に向け、資産割の廃止、均等割額と平等割額の平準化等を図りたい。